

# 第71回 全国茶審査技術競技大会

と き 令和6年9月7日(土)

と ころ ホテルアゴラ リージェンシー大阪堺

大阪府堺市堺区戎島町4丁45-1

TEL 072-224-1121

## 全国茶業連合青年団

# 第71回全国茶審査技術競技大会次第

《開会式》	開会のことば	《表彰式》	大会長あいさつ
	大会長あいさつ		来賓紹介
	歓迎のことば		成績発表
	正解答の決定		審判長講演
	来賓・役員紹介		表彰
	来賓祝辞		来賓祝辞
	優勝旗返還		閉会のことば
	競技上の注意		
	選手宣誓		
	競技終了		

# 第71回全国茶審査技術競技大会役員名簿

大会副長	谷本康一郎	(全国茶業連合青年団 団長)
大会副長	《当団を構成する地区団長》	
	加藤伸之	(東京茶業青年団 団長)
	太田貴久	(静岡県茶業青年団 団長)
	成岡敬悟	(静岡茶業青年団 団長)
	田口峻平	(岐阜県茶業青年団 団長)
	水野翔一	(三重県茶業青年団 団長)
	山本明廣	(滋賀県茶業青年団 団長)
	森下和哉	(京都府茶業連合青年団 団長)
	小林将則	(瀬戸内茶業青年団 団長)
	加島浩介	(山陰茶業青年団 団長)
	山口洋介	(福岡県茶業青年団 団長)
	壹岐賢一	(宮崎県茶業青年団 団長)
	仁田尾雄二郎	(鹿児島県茶業青年団 団長)
審査員	佐藤安志	(国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 果樹茶業研究部門 茶業研究領域 領域長)
副審査員	神田真帆	(京都府農林水産技術センター 農林センター 茶業研究所 所長)
副審査員	鈴木貞美	(公益社団法人日本茶業中央会 専務理事)
	佐々木余志彦	(全国茶商工業協同組合連合会 理事長)
実行委員長	篠矢裕己	(大阪府茶業協同組合 理事長)
運営委員長	小原立路	(大阪府茶業青年団 副団長)
競技委員長	古城照之	(大阪府茶業青年団)
財務委員長	口脇崇史	(大阪府茶業青年団 副団長)
採点員	平松太陽	(大阪府茶業青年団 会計)
記録員	岡本晃和	(大阪府茶業青年団)
	袋布堅太郎	(大阪府茶業青年団 理事)

# 第71回全国茶審査技術競技大会開催要領

1. 目的  
本大会は、全国の茶業に関係ある生産青年及び商工青年が参集し、茶の品質の優劣を判定する技術を養成するとともに、産地の特質を把握し、これを鑑別する審査力を錬磨し、もって取引の合理化、消費の増強を図ることを目的とする。
2. 名称  
第71回全国茶審査技術競技大会
3. 主催  
全国茶業連合青年団
4. 後援  
農林水産省、大阪府、堺市、公益社団法人日本茶業中央会、全国茶商工業協同組合連合会、株式会社日本食糧新聞社、NPO法人日本茶インストラクター協会、日本茶鑑定士協会、大阪府茶業協同組合、他
5. 開催日時及場所  
令和6年9月7日(土) ホテルアゴラーラーヴィンジー大阪堺(〒590-0985 大阪府堺市堺区戎島町4丁45-1 電話072-224-1121)
6. 出場資格及定数  
(1) 本大会に出場できる者は、全国茶業連合青年団加入の各地区青年団長から推薦された所属団員とする。出場選手の年齢制限については、1978年1月1日以降に生まれた者とする。  
(2) 出場者選手人数枠は、各団10名とする。出場選手名簿提出後、選手に欠員が出た場合の補欠、補充等は原則として認めない。  
(3) その他  
① 特別選手枠  
参加枠に空きがある場合、開催団の判断により、代表選手以外に特別選手としての参加を募ることができるものとする。(特別選手へは、団体戦・個人戦への参加資格は与えないが、段位は授与する。出場資格は代表選手と年齢以外は同基準とする。)  
出場選手の年齢制限については、1978年1月1日以降に生れた者とする。  
② 一般参加者枠  
参加枠に空きがある場合、開催団の判断により、全茶青団員以外の者(全茶青団員以外の者(全茶青への加入を目的とする未加入団・地区であり、全茶青加盟の各地区団長より推薦があった者)の参加を認めることのできるものとする。(一般参加者は、団体戦・個人戦の表彰の対象から除外するものとし、段位も授与されない。また、出場資格は特に定めない。))  
7. 審判  
審判長及び審判員は、大会長が委嘱する。  
8. 競技方法  
別紙の競技規定によるものとする。  
9. 表彰  
(1) 競技の結果に基づき、次の通り表彰を行うものとする。  
団体戦の部 1位から 3位まで  
個人戦の部 1位から10位まで  
(2) 成績優秀者に対し、別途規約に基づき段位認定証を授与するものとする。  
その他の必要事項は、大会長がこれを定める。
10. その他

# 第71回全国茶審査技術競技大会競技規定

## 1. 競技

競技は下記の通りとする。

- |      |                  |       |
|------|------------------|-------|
| 第一審査 | 茶品種鑑別競技。         | (荒茶)  |
| 第二審査 | 浸出による生産茶期別判定競技。  | (荒茶)  |
| 第三審査 | 外観による生産地判定競技。    | (仕上茶) |
| 第四審査 | 煎出液服用による生産地鑑別競技。 | (仕上茶) |

## 2. 競技方法

(1) 第一審査 (浸出による茶品種鑑別競技)

- A 資料茶は、茶業試験場調製による令和6年度産品種茶で、次の品種銘柄の荒茶、7種の中より5種選ぶ。  
① やぶきた ② かなやみどり ③ あさつゆ ④ さえあかり ⑤ かなえまる ⑥ そうふう ⑦ はると 34
- B 資料茶には、ア・イ・ウ・エ・オの符号をつける。水はホテルアゴーラリージェンシー大阪堺内の上水道を使用する。茶量は4g。
- C 5種を1卓とし、各卓5人で一斉に審査する。
- D 審査時間は、5種を5分間とし順次移動して鑑別する。

(2) 第二審査 (外観による生産茶期別判定競技)

- A 資料茶は、茶業試験場調製による令和6年度産1・2・3番茶 (荒茶) 各1点と、その内いずれか2点の5種とする。
- B 資料茶には、ア・イ・ウ・エ・オの符号をつける。
- C 5種を1卓とし、各卓5人で一斉に審査する。
- D 審査時間は、5種を5分間とし順次移動して判定する。

(3) 第三審査 (外観による生産地判定競技)

- A 資料茶は、本団に所属する茶業青年団から提出された、卸価格1kg当たり6,000円の煎茶で、次の産地銘柄10種とする。  
①大和煎茶 (大阪) ②朝宮煎茶 (滋賀) ③白川煎茶 (岐阜) ④宮崎煎茶 (宮崎) ⑤八女煎茶 (福岡)  
⑥静岡煎茶 (静岡県) ⑦本山煎茶 (静岡市) ⑧松江煎茶 (山陰) ⑨狭山煎茶 (東京) ⑩知覧煎茶 (鹿児島)
- B 資料茶には、ア・イ・ウ・エ・オ・カ・キ・ク・ケ・コの符号をつける。
- C 10種を1卓とし、各卓10人で一斉に審査する。
- D 審査時間は、10種を10分間とし順次移動して判定する。

(4) 第四審査（煎出液服用による生産地鑑別競技）

A 1 席 10～20 人として、下記の煎出方法により行う。

茶量 10 g、浸出時間 1 分 30 秒、湯量 3 デシリットル（300ml）、ホテルアゴラーラジェンシー大阪堺内の上水道を使用し、煎出にはあみを使用する。

B 使用茶の銘柄

(花)卸 kg 当り	6,000 円	狭山煎茶
(鳥) "	"	北勢煎茶
(風) "	"	宇治煎茶
(月) "	"	大和煎茶
(客) "	"	新宮煎茶

D 席によって出し順は一定しない。

E 1 回に 5 種 5 煎、服用させ、4 回、競技を行う。但し、第 2 回目より 5 煎目を省略する。

F 競技に先立ち、使用茶の予備審査として、使用茶乾物を、競技委員長の指示のもと、10 分間の回覧を行う。

C 使用茶担当区分

狭山煎茶	東京茶業青年団
北勢煎茶	三重県茶業青年団
宇治煎茶	京都府茶業連合青年団
大和煎茶	大阪府茶業青年団
新宮煎茶	瀬戸内茶業青年団

3. 競技規則

(1) 第一審査から第三審査までは、正解と思うものに○印を付す。訂正する場合は、元の回答を消すか、明確に×印を付して後、新たに正解と思うものに○印を付す。

(2) 第一審査から第三審査までは、それぞれ正解の総数を越え、もしくは 1 正解箇所につき以上の解答があった場合は、当該審査の得点は零点とする。但し、前記に抵触せず、かつ、正解の総数に満たなかった場合の正解者に対しては得点を与えるものとする。

(3) 第四審査は、シールを貼付する事によって解答する。

A 貼付の方法

(7) 1 煎ごとに 1 枚を解答板の所定の位置に貼付する。但し、5 煎目のシールは、4 煎目を飲み終ってから、4 煎目のシールの下に貼付する。

(イ) 貼付を誤り、他人の場所に貼付したものは、その回の競技は零点とする。

(ウ) 他人の誤った貼付により貼付できない場合は、審判員に申し出て承認をうけるものとする。

(エ) 貼付後は、如何なる理由にても差しかえは認められない。

(オ) 貼付は速やかに行い、他人の貼付の援助もしくは妨害となる行為をしてはならない。

(カ) シールの貼付は係員の指示に従って速やかに行うこと。

B 言語動作

(7) 競技中は、審判員への質問のほかは言語を発することを禁ずる。

(イ) 競技中質問のある場合は、手を上げる。

(ウ) 競技中は禁煙とする。

(エ) 審判員が不審と認められた場合は、審判員協議の上、減点もしくは失格の処分を行う。

#### 4. 採点方法

(1) 第一、第二の各審査を各々5点満点、第三審査を10点満点、第四審査を5点満点の4組とし、合計点40点満点にて決する。

(2) 個人戦順位の決定は次のとおりとする。但し、同点者の順位決定は(イ)・(ウ)・(エ)・(オ)・(カ)の順位により決定する。

(7) 総得点の多いもの。

(イ) 全審査項目の各得点中満点の多いもの。

(ウ) 全審査項目の各得点中零点の少ないもの。

(エ) 第四審査の合計得点が多いもの。

(オ) 第三審査の合計得点が多いもの。

(カ) 全審査項目の各得点中1点の少ないもの。

(キ) (7)～(カ)の方法により、成績の優劣を決定できない場合、成績最優秀者は第1審査によるサドンデス方式で決定する。

第2位以降は、①所属の団体戦順位の上位を優勢とし、②同じ所属団士の場合は出場番号順で決定する。

(3) 団体戦順位の決定は次のとおりとする。

各地区所属団体登録選手の内、上位8名（事故及びその他の理由で8名以下となった場合は、出場者のみ）の得点を合計し、前項(7)から(カ)の規定により決定する。これにて決まらぬ場合は、個人順位の高位者を出した団体を上位とする。

5. その他  
その他の必要な事項は、大会長がこれを決める。

# 全国茶審査技術競技大会段位認定規約

全国茶業連合青年団（以下「本団」と称する）が発行し、交付する段位認定証は、茶業を営む専門家としての、茶の審査技術、鑑別能力が本団の主催する全国茶審査技術競技大会（以下「競技会」と称する）個人戦の部において、成績優秀と認められた者に限り、別に定めた評価基準に従って、当該競技者の競技会における得点に相応した「茶審査技術者」として授与するものである。

但し、段位認定証を発行し、交付しようとする場合は、競技会の内容が少なくとも、外観による生産茶期別判定競技・浸出による茶品種鑑別競技・浸出による欠点茶鑑別競技・外観による生産地判定競技・煎出液服用による生産地鑑別競技の五種類の審査のうち、煎出液服用による生産地鑑別競技を含む四種類以上の組み合わせによる競技会で行なわれれば、この規約を適用することはできないものとする。

## 〔段位認定基準〕

段位の認定は、当該競技会の総合計点に対し、当該競技の総得点が、次の認定基準に到達した者に対し、段位の認定証を授与することができるものとする。

- ◇初段位 50%（20点以上）      ◇参段位 60%（24点以上）      ◇伍段位 70%（28点以上）
- ◇貳段位 55%（22点以上）      ◇四段位 65%（26点以上）      ◇六段位 75%（30点以上）

## 〔昇段基準〕

（1）七段位以上の段位の認定は、次の昇段基準に従って段位の認定証を授与することができるものとする。

### ◇七段位

既に、六段位認定証取得者で、当該競技会の総合計点に対し、当該個人の総得点が80%（32点）に到達した者に限り授与することができるものとする。

### ◇八段位

既に、七段位認定証取得者で、当該競技会の総合計点に対し、当該個人の総得点が80%（32点）に到達した者に限り授与することができるものとする。

### ◇九段位

既に、八段位認定証取得者で、当該競技会の総合計点に対し、当該個人の総得点が80%（32点）に到達した者に限り授与することができるものとする。

### ◇十段位

既に、九段位認定証取得者で、当該競技会の総合計点に対し、当該個人の総得点が80%（32点）に到達した者で、本団を構成する団長会議の推薦を得た者に限り授与することができるものとする。

（2）初段から伍段までの既得有段者に対する昇段は、〔段位認定基準〕を適用し昇段することができるものとする。但し、既得段位と同率の認定基準となった場合は、既得段位からそれぞれ一段位ずつ昇段することができるものとする。